
令和7年度（2025年度）上下水道資材等価格調査業務委託 仕様書

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課 技術監理室

【目次】

| | |
|--|---|
| 令和7年度（2025年度）上下水道資材等価格調査業務委託 仕様書 | 0 |
| 1. 総則 | 2 |
| 1.1 適用範囲 | 2 |
| 1.2 目的 | 2 |
| 1.3 業務担当課 | 2 |
| 1.4 疑義 | 2 |
| 1.5 遵守すべき法令等 | 2 |
| 1.6 計画準備 | 2 |
| 1.7 業務管理 | 2 |
| 1.8 再委託 | 2 |
| 1.9 打合せ | 3 |
| 1.10 その他 | 3 |
| 2. 業務内容 | 4 |
| 2.1 業務内容 | 4 |
| 2.2 共通項目 | 4 |
| 2.3 上下水道資材市場単価調査、上下水道施工単価調査 | 5 |
| 2.4 上下水道資材市場単価調査（特別調査） | 7 |
| 3. 検収 | 9 |
| 3.1 提出書類及び成果品等の検収 | 9 |
| 4. その他 | 9 |
| 4.1 ウィークリースタンスについて | 9 |
| 4.2 情報共有システムの活用について | 9 |

1. 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度（2025年度）上下水道資材等価格調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

1. 2 目的

本業務は、熊本市上下水道局（以下「委託者」という。）の工事積算に用いる資材価格及び施工単価について、実勢市場取引価格を調査し、設計単価表の基礎資料を作成するために行うものである。

1. 3 業務担当課

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課 技術監理室

1. 4 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき場合又は疑義を生じた場合は、契約書によるほか、委託者と受託者協議のうえ決定するものとする。

1. 5 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。

1. 6 計画準備

受託者は、本業務の実施に先立ち、次の事項について委託者と協議を行い、その内容が分かるものを提出し、承諾を得ること。

- 委託業務着手届
- 業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程等）
- 業務体制
- 連絡方法
- その他、業務遂行のうえで必要となるもの

1. 7 業務管理

受託者は、業務計画において、計画・時期・方法・業務体制・使用機器等の詳細を明確に示し、かつ適切な業務管理を行うこと。

1. 8 再委託

・契約書第5条第1項に規定する「主体部分」とは、次の各号に掲げるもの等をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- 1)調査計画の策定
- 2)面接調査
- 3)電話調査
- 4)書面調査
- 5)審査
- 6)調査価格の設定

- ・受託者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導、管理のもとに業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、熊本市登録業者である場合は、熊本市の指名停止期間中であってはならない。

1. 9 打合せ

- ・打合せは以下の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

また、打合せを行う場合において、管理技術者が立ち会うものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ時
- 3) 業務完了時

なお、協議のうえ、Web 会議を行うことができることとし、委託者と Web 会議を行う場合は、Microsoft Teams で行うこと。

1. 10 その他

- ・本仕様書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- ・受託者は本業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用してはならない。
- ・委託者は受託者の作業環境や調査体制を確認するため、必要に応じて受託者の事務所を訪問できるものとする。

2. 業務内容

2. 1 業務内容

- ・本業務の内容は、調査対象資材一覧表のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。また、追加調査の必要が生じた場合は、委託者、受託者で協議を行い、調査が可能である場合は、品目を追加するとともに契約変更の対象とする。

2. 2 共通項目

| | |
|----------------------|---|
| (1) 業務計画 | 本業務の業務計画書については、熊本市設計業務等共通仕様書第 1112 条第 2 項に示すほか、以下の事項を記載するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 守秘すべき企業情報等の管理体制・ 取引価格の信頼性、妥当性を確保するための調査体制、調査方法・ 調査結果の審査体制、審査方法、価格検証方法及び照査体制 |
| (2) 資材価格決定プロセスの分析・整理 | 委託者が指定する 1 調査案件に対して、履行期間中に価格決定説明、内部の審査状況、その他発注者の指示する事項について価格決定プロセスの確認を受けなければならない。なお、回数は 1 回以上とする。 また、委託者による確認は以下の資料の提示を受け行うものとする。 1) 価格決定説明書 <ul style="list-style-type: none">・ 調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）・ 価格調査を行ったメーカー等の価格調査個票（資材品目、規格、価格等）・ 調査価格の信頼性判定・ 最終価格の決定 2) 受託者内部の審査状況 <ul style="list-style-type: none">・ 内部の審査結果・ 内部審査資料 3) その他、委託者の指示する資料 4) 信頼性・妥当性の確保 <ul style="list-style-type: none">・ 委託者は受託者の作業環境や調査体制を確認するため、受託者と協議のうえ、必要に応じて受託者の事務所を訪問できるものとする。 |

2. 3 上下水道資材市場単価調査、上下水道施工単価調査

| | |
|------------|--|
| (1) 調査対象地域 | 熊本市内一円 |
| (2) 調査資材 | 調査対象資材一覧表のとおり |
| (3) 調査要件 | <p>1)調査価格 調査する価格は、原則として熊本市内の民間企業（工事業者等）に販売される「大口価格」とする。なお、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、流通の形態、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。</p> <p>2)大口価格の定義 大口価格とは、メーカー又は流通業者が継続的な取引関係にある建設業者及び資材加工業者等の大口需要者（需要家）との間で取り引きされている大口需要者（需要家）渡し価格を言う。</p> <p>3)取引数量 取引数量は、対象となる流通段階における大口需要者（需要家）との継続的な取引において、もっとも一般的とみなされる取引数量を基準とする。</p> <p>4)荷渡条件 原則として現場持ち込み価格とする。ただし、対象資材によって、これによりがたい場合は協議するものとする。</p> <p>5)決済条件 決済条件は、現金決済を条件とする。なお、2ヶ月後払いは現金決済と同様とする。</p> <p>6)調査対象業者の選定 調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定する。</p> <p>7)調査方法 調査方法は、調査対象業者（生産者、商社等及び需要者（需要家））を訪問して行う「面接調査」および「電話調査」を基本とし、状況により「書面調査」を併用するものとし、そのうえで取引価格の妥当性を確認するものとする。</p> <p>8)調査対象資材 調査対象資材は、調査対象資材一覧表のとおり。 なお、価格調査において、物価資料に掲載されている材料と重複するものは本業務に含めないものとする。</p> |

| <p>(4) 調査価格 決定条件</p> | <p>調査価格の決定は以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査価格の決定は、調査時点において取引の実例（実勢価格）が最も多かった価格によるものとする。なお、価格の決定においては、十分な審査を行ったうえで決定するものとし、その結果の整理・取りまとめを行い報告するものとする。 ・価格決定の条件について、調査職員から別途指示された場合、その指示に従うものとする。 ・決定単価は諸経費を含まないものとする。ただし、調査費等一部の経費を含む場合は、その旨を報告書に明示すること。なお、いずれの場合も消費税は含まないものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|--------------|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|--|--|
| <p>(5) 調査回数</p> | <p>上下水道資材市場単価調査、上下水道施工単価調査の調査回数は年2回（7月、1月）以下のとおり実施するものとする。ただし、市場の変化を考慮し、協議により変更を行うこともある。</p> <table border="1" data-bbox="419 707 1501 904"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本調査 (報告月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれも、調査単価の報告様式は調査対象資材一覧表の項目についてまとめた表を提出するものとする。</p> <p>※報告月は、本仕様書 2. 2 共通項目 (2)資材価格決定プロセスの分析・整理の価格決定プロセス確認まで含めた上で報告を受けることを想定している。</p> | 内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 本調査 (報告月) | | | | ○ | | | | | | ○ | | |
| 内容 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本調査 (報告月) | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 4 上下水道資材市場単価調査（特別調査）

| | |
|------------|---|
| (1) 調査対象地域 | 熊本市内一円 |
| (2) 調査資材 | 調査対象資材一覧表のとおり |
| (3) 調査要件 | <p>1)調査価格 調査する価格は、原則として熊本市内の民間企業（工事業者等）に販売される「大口価格」とする。なお、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、流通の形態、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。</p> <p>2)大口価格の定義 大口価格とは、メーカー又は流通業者が継続的な取引関係にある建設業者及び資材加工業者等の大口需要者（需要家）との間で取り引きされている大口需要者（需要家）渡し価格を言う。</p> <p>3)取引数量 取引数量は、対象となる流通段階における大口需要者（需要家）との継続的な取引において、もっとも一般的とみなされる取引数量を基準とする。</p> <p>4)荷渡条件 原則として現場持ち込み価格とする。ただし、対象資材によって、これによりがたい場合は協議するものとする。</p> <p>5)決済条件 決済条件は、現金決済を条件とする。なお、2ヶ月後払いは現金決済と同様とする。</p> <p>6)調査対象業者の選定 調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定する。</p> <p>7)調査方法 調査方法は、調査対象業者（生産者、商社等及び需要者（需要家））を訪問して行う「面接調査」および「電話調査」を基本とし、状況により「書面調査」を併用するものとし、そのうえで取引価格の妥当性を確認するものとする。</p> <p>8)調査対象資材 調査対象資材は、調査対象資材一覧表のとおり。 なお、価格調査において、物価資料に掲載されている材料と重複するものは本業務に含めないものとする。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>(4) 調査価格決定 条件</p> | <p>調査価格の決定は以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査価格の決定は、調査時点において取引の実例（実勢価格）が最も多かった価格によるものとする。なお、価格の決定においては、十分な審査を行ったうえ決定するものとし、その結果の整理・取りまとめを行い報告するものとする。 ・価格決定の条件について、調査職員から別途指示された場合、その指示に従うものとする。 ・決定単価は諸経費を含まないものとする。ただし、調査費等一部の経費を含む場合は、その旨を報告書に明示すること。なお、いずれの場合も消費税は含まないものとする。 |
| <p>(5) 調査回数</p> | <p>調査回数は1回（最短の期日）実施するものとする。</p> <p>また、調査単価の報告様式は調査対象資材一覧表の項目についてまとめた表を提出するものとする。</p> |

3. 検収

3. 1 提出書類及び成果品等の検収

本業務の各工程において、下表に示す書類、本業務の履行に必要な書類等を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出・納品のうえ、委託者の承諾を得ること。

| 提出書類及び成果品 | 数量 | 提出時期 |
|---|------|-------|
| 委託業務着手届 業務工程表 管理技術者通知書（経歴書添付） 照査技術者通知書（経歴書添付） 業務計画書 | 各1部 | 業務着手時 |
| 打合せ記録簿、協議資料等 | 必要数量 | 適時 |
| 委託業務完了届 業務工程表（実施） 納品書（成果品写真添付） 成果品目録 請求書 | 各1部 | 業務完了時 |
| 価格報告及び成果品 | 1式 | |

- 上記のドキュメントについては、MS-Office 2010形式以上で作成すること。
- 成果品は、委託者及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。
成果品数量の1式とは、次の電子媒体について、ファイル等に格納したものを1部とする。
電子媒体：ドキュメントをCD-R、DVD-R等に格納。
(ウイルスチェックを行うこと。)

4. その他

4. 1 ウィークリースタンスについて

本業務をウィークリースタンスの対象業務とするため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の合意のもと取り組むものとする。

4. 2 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと